

令和6年度 部(局)方針書・室方針書・課方針書

部署名	所属長
監査委員事務局	井上 千恵子

1. 現状と課題

- ① 監査事務については、地方自治法や地方公営企業法等に基づき、適正かつ有効な監査・検査・審査を行う必要がある。町の事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令等に適合し、正確で経済的、効率的かつ効果的に行われているか、監査することが求められている。
- ② 町民から信頼される監査等を実施するためには、独立性と専門性が求められており、監査知識の習得と資質の向上を図る必要がある。
- ③ 監査結果の指摘事項等については、監査の実効性を確保するため、継続して改善状況を把握する必要がある。

2. 取組方針

- ① 監査基準に基づいた監査等を実施するため、監査計画及び監査実施計画を作成し、監査等を効率的かつ効果的に実施する。「財政援助団体等に対する監査」では、補助金等の交付目的及び対象経費の内容が明確かどうか、事業の効果や公益性、必要性について検証していく。
- ② 監査委員及び事務局職員が研修等へ積極的に参加することで、専門能力の向上と知識の蓄積を図り、監査の専門性と信頼性を高める。
- ③ 監査結果の指摘事項等については、改善状況を継続して確認し、適正な業務が行われるよう働きかけを行う。

3. 中間レビュー

- ① 監査計画及び監査実施計画を作成し、定期監査、例月出納検査、決算審査及び健全化判断比率等審査を実施した。財政援助団体等の監査は12月と2月に予定している。
- ② 研修機関の主催するセミナーを職員が受講し、知識の習得を図ることが出来た。下半期は監査委員と共に研修会等へ積極的に参加する。
- ③ 監査結果の指摘事項等については、定期監査や決算審査等で継続して検証を行い、改善されていることを確認した。

4. 最終レビュー

5. 所管する施策

施策名	主要事業